https://www.daidan.co.jp/

２０２３年３月１４日

各　位

ダイダン株式会社

「働き方改革関連法」遵守についてのお願い

ダイダン株式会社（本店：大阪市西区、代表取締役社長：藤澤一郎）は、2024年4月から建設業にも適用される「時間外労働の罰則付き上限規制（時間外上限、月45時間かつ年360時間）」に対応する為、「働き方改革関連法」の遵守及び健康で安全な労働環境づくりに向け、お客さまをはじめ関係者の皆さまへ下記内容を要望することにいたしました。

業界の健全な発展とお客さまとの更なる関係構築のため、ご理解とご協力を頂けますようお願い申し上げます。

記

①時間外労働上限（月45時間かつ年360時間）に向けた適正な現場工期の確保
②ワークライフバランス実現に向けた完全4週8閉所等の現場閉所日程・時間帯の設定
③設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
④各種検討および資料作成依頼における指示の適正性と時間の確保
⑤会議、打ち合わせを定時時間内とする施工日程の整備
⑥作業所内における業務指示の定時時間内の実施
⑦完全週休2日確保に向けた、現場イベントへのローテーション参加およびリモート参加
⑧建築工事起因による工程遅れが発生した場合の契約工期を含めた契約内容の見直し
⑨その他、生産性向上・業務効率化への取り組みに対してのご協力

以上

【お問合せ先】

ダイダン株式会社
経営企画室　コーポレートコミュニケーション部　伊藤
〒102-8175 東京都千代田区富士見2-15-10
Tel:03-3261-8231
E-mail: PR@daidan.co.jp, itoshuichi@daidan.co.jp